

研究ノート

樺太仏教の中の日蓮宗についての考察

坂輪 宣政

(一) はじめに

明治三十八年(一九〇七)の日露戦争による割譲から昭和二十年(一九四五)のソ連による不可侵条約を侵しての進攻まで、樺太島南部は日本政府の統治下にあった。本稿ではこの時期の樺太の仏教の中の日蓮宗の様子を統計などから考察する。なお、樺太、サハリン、サガレンなど島・地域の名称には諸種あるが、本稿でいう樺太とは上述の日本領部分のこととして進めたい。

樺太の日蓮宗についての研究としては岡元鍊城師の詳細な「樺太の日蓮宗」がある。内外の書誌を参照して成立から退去までを詳細にまとめ、本稿でもこれに付け加えることはあまりない。ただし、当時岡元師が未見とされたいくつかの資料・統計などを取り上げて追加をしたいと考える。ひとつは『樺太庁統計書』『樺太庁統計要覧』などに記載された統計である。樺太の行政的な独自性から、寺院や布教所の数・信徒数などの統計がまとめられている。統計表を作成し、当時の日蓮宗の宗勢を考えた。また、樺太庁が大正九年に制定した寺院規則がある。これは以後の樺太宗教行政の基礎となるものであり、岡元論文でも指摘されているように開教司監事務取扱であった寺沢英海師を

樺太から出そうとする策動があったことと関連付けられる。さらに、最近刊行された論文などから、樺太の社会・宗教について追加できる部分がある。これらから、ちようど岡元論文の補綴となるような形ではあるが考察を行う。

（二）開教司監と寺院規則

まず、樺太庁の定めた寺院規則・布教規則を引用する。樺太庁ではすでに大正元年に寺院創立の許可に関する内規をまとめていたが、その後の布教師・寺院の激増に伴いさらなる統制の必要を感じたため、大正九年に庁令四十九号・同五十号を発して、寺院規則・布教規則を制定した。（『樺太庁三十年史』）以後樺太で寺院・布教所を開設するには樺太庁長官による認可が必要となった。この認可には細かい規則があり、所属宗派の管長の承認のもと申請がなされるようになっていた。特色として、申請して認可を受けた通りの建物・信徒数などを認可からの一定期間内に満たせなければ認可が取り消しとなる、というものであった。統計で寺院・布教所数に増減があるのも、この要因が理由の一つであったのは間違いないであろう。アイヌ系の人々など旧来の人口の極めて少ない樺太では、社会も人工的に建設されていったことはつとに指摘されているが、寺院も同様であり、当初から庁の厳重な管理下にあったわけである。また、この施行後は当然ながら管内における寺院や布教は、この庁令によっていた。

寺沢師の自伝『明暗の五十年』には大正十年に宗務院関係者たちが同師を樺太から引き離そうとした「陰謀」について述べている箇所がある。この事件については岡元師も詳しく言及し、この庁令と関連して、同師を大正七年六月から務めていた開教司監事務取扱から、新に開教司監に発令することに宗務院当局が難色を示したためであるう、と結論している。筆者もこの推定を妥当であると考えるが、この一件について、岡元師が確認できなかったとしている。樺太庁の寺院規則をもとに、さらにひとつの推測を行ってみた。以下が、大正九年に制定され同十年より施行された『樺太庁令第四十九号』である。頁数の都合上、改行を一部省略する。

寺院規則

第一条 寺院を創立セムトスルトキ檀信徒トナルヘキ者三十人以上ノ連署ヲ以テ左記事項を具し所属宗派管長の承認を添え樺太庁長官の許可を受くべし。

- 一 創立の事由
- 二 寺院名
- 三 建設地
- 四 本尊
- 五 所属宗派
- 六 建物及境内地の坪数、図面並境内地周囲の状況
- 七 創立費及其の支弁方法
- 八 維持方法及基本財産調書
- 九 檀信徒となるべき者の戸数

第二条 寺院は本尊及庫裏を備ふべし

第三条 寺院を移転せむとするときは左記事項を具し樺太庁長官の許可を受くべし。

- 一 移転の事由
- 二 移転地
- 三 建物及境内地内地の坪数、図面並境内地周囲の状況
- 四 移転費及其の支弁方法

第四条 寺院創立又は移転の許可を受けたる日より二年以内に本堂及庫裏を建設せざるときは許可は其の効力を失ふ。但し特別の事由あるときは樺太庁長官の認可を受け其の年限を延長することを得。建設又は移転を竣りたるときは十日以内に別記様式に依り明細書を調製し其の謄本を樺太庁長官に提出すべし。明細書記載事項に変更を生じたる時も亦同じ

第五条 寺院を廃止し又は合併せむとするときは左記事項を具し樺太庁長官の許可を受くべし。

- 一 廃止又は合併の事由
- 二 廃止又は合併すべき寺院及其の所在地
- 三 合併後存続すべき寺院及其の所在地
- 四 堂宇其の他財産の処分方法

廃止又は合併を了りたるときは十日以内に樺太庁長官に届出づべし。

第六条 寺院の建物の一部又は全部亡失したるときは其の日時及顛末を詳具し五日以内に樺太庁長官に届出づべし。

本堂又は庫裏亡失後五年内に再建せざるときは寺院は之を廢ししたるものと看なす。但し特別の事由あるときは樺太庁長官の認可を受け其の年限を延長することを得。

第七条 左の場合に於ては樺太庁長官の許可を受くべし。

- 一 寺院の名称、本尊、所属宗派、又は維持方法を変更せむとするとき
- 二 寺院の建物又は境内地を増減せむとするとき
- 三 不動産を売却又は交換せむとするとき
- 四 負債を為さむとするとき
- 五 負担額の贈与を受けむとするとき

前項第二号の場合は増減すべき建物又は境内地の坪数及之を表示したる図面並費用及其の支弁方法を第四号の場合は負債の額及其の償還方法並不動産を担保にするときは其の種類員数を詳具すべし。

第八条 寺院には住職を置き寺院に関する事務を管理せしむべし。

住職を命ぜられたる者は履歴書を添え本人より死亡其の他の事故に依り住職を欠きたるときは檀信徒総代より十日内に樺太庁長官に届出づべし。

第九条 寺院には檀信徒中より選出せる檀信徒総代三名以上を置き其の住所氏名を所轄樺太支庁長に届出づべし。其の異動ありたるときも亦同じ。檀信徒総代の任期は三年とす。檀信徒総代は寺院の維持保存に關し住職を補助し、寺院に關する願届及負債若は不動産の得喪に關する契約書に連署すべし

第十条 住職は寺院の財産其の他重要と思われらる事項に關しては檀信徒総代と協定の上之を処理すべし

第十一条 第三条、第五条第一項又は第七条第一項第一号に依り提出する願書には其の所属宗派管長の副書を添附すべし

第十二条 許可を受けずして寺院を創立し又は寺院類似のものを設けたる者は拘留又は科料に処す

附則

本令は大正十年一月一日より之を施行す

本令施行前後創立を公認せられたる寺院は本令に依り創立の許可を受けたるものと看なす

(様式)

寺院明細書

何郡何町村大字何字何番地何寺末

- 一本尊 一 由緒 一 建物 何々 坪数 何々 坪数 一 境内坪数 一 境内佛堂 何堂
- 本尊 由緒 建物 何々 坪数 何々 坪数 一 基本財産不動産の種類並額 一 檀信徒戸数

備考

- 一 由緒は創立寺院公称廃合移転等の許可並竣成の年月日其の他縁由沿革を詳記すべし
- 一 境内地にして寺院の所有に属せざるものは其の旨附記すべし

「布教規則」

大正九年十二月三十日庁令第五十号

第一条 本令に於て宗教と称するは神道仏道及基督教を謂う

第二条 本令に於て布教所と称するは寺院を除くの外宗教の宣布を為し宗教上の儀礼を執行するところを謂う

第三条 布教に従事せむとする者は左記事項を具し布教者たる資格を証明すべき文書及履歴書を添え樺太庁長官に届出つべし

- 一 教派宗派の名称
- 二 布教の方法
- 三 其の教派宗派に於て布教者たる資格

第四条 布教者其の氏名住所又は第三条第一項各号の事項を変更したるとき又は布教を罷めたるときは十日以内に樺

太庁長官に届出つべし

第五条 布教所を設立せむとする者は左記事項を具し樺太庁長官の許可を受くべし

- 一 設立の事由
- 二 布教所の名称
- 三 設立地
- 四 所属教派、宗派の名称
- 五 建築及敷地の坪数及図面（設立者の所有に非ざるときは所有者の氏名記載を要す）
- 六 設立費及其の支弁方法
- 七 布教の方法
- 八 管理及維持の方法

前項第二号乃至第八号の事項を変更せむとするときは其の事由を具し設立者又は管理者に於て樺太庁長官の許可を受くべし

第六条 布教所設立の許可を受けたる者其の許可を受けたる日より一年内に布教所を設立せざるときは許可は其の効力を失う 但し特別の事由あるときは樺太庁長官の許可を受け其の年限を延長することを得 設立を竣りたるときは十日内に樺太庁長官に届出つべし

第七条 布教を廃止したるときは十日内に設立者又は管理者より樺太庁長官に届出つべし

第八条 布教適任者を定めたるときは設立者又は管理者より十日内に布教者たる資格を証明すべき文書及履歴書を添え樺太庁長官に届出つべし之を変更したるとき亦同じ

第九条 樺太庁長官は布教者の行為にして公安風俗を害するものありと認むるときは其の布教を停止若は禁止し又は布教所設立の許可を取消し若は布教者の変更を命ずることあるべし

第十条 設立又は管理者は毎年十月三十一日現在における信徒数を翌年一月三十一日迄に樺太庁長官に届出つべし

第十一条 各教派宗派に於て布教管理者を置かむとするときは其の教派宗派の管長又は其の監督の権限を有する者に於て左記事項を具し樺太庁長官の認可を受くべし 之を変更せんとするとき亦同じ

- 一 教派、宗派の名称
- 二 布教管理者の権限
- 三 布教者監督の方法
- 四 布教管理事務所の所在地
- 五 布教管理者の氏名及其の履歴書

第十二条 樺太庁長官は布教管理者の権限、布教監督の方法又は布教管理者を不適當と認むるときは其の変更を命ずることあるべし

第十三条 本令第三条乃至第六条第一項及第七条の願届書は神道、仏教に在りては所屬宗派の管長基督教に在りては監督の権限を有する者の管轄を受くるものは其の監督者の副書を要す 但し第十二条の布教管理者の置きたる場合は其の副書を以て之に代うることを得

第十四条 左の各号の一に該当する者は拘留又は科料に処す

- 一 許可を受けずして布教所を設立したる者
- 二 届出を為さずして布教に従事したる者
- 三 第四条第七条の規定に違反し又は第九条の規定に基づきて発したる命令に違反したる者

附則

本令は大正十年一月一日より之を施行す

本令施行の際現に布教に従事する者布教管理者又は布教所を管理する者は本令施行の日より三月内に第三条第五条又は第十一条所定の事項を具し樺太庁長官に届出つべし

前項に依り届出を為したる者は本令に依り許可又は認可を受けたるものと看なす

この規則をみれば、宗教や布教に関することもすべて樺太庁の許認可の範囲内となっており、極めて厳しい管理の網がかかっていることがわかる。

行政側でも、樺太には特殊な事情があつて独特の法体系があつた。たとえば昭和十四年当時の棟居長官は「財政上

は特別会計を持ち、法律制度から申しますと内地に施行せられる法律は原則としては。そのまま直ちに施行されないで、いったん勅令という「船」をもって樺太へ渡すということになっています」「小さいながらも核心のある独立的な機構をそなえている特殊地帯なのです」と述べている。それぞれの省に属する事務も各大臣は長官に対して監督はするが指揮権はなく、官業として収入の大きい通信・鉄道事務も樺太庁の事務であった。長官は各省から細かい制約をうけずに事務を遂行でき、庁令を出すなど強い行政的権限を持ってそれを行使していた。昭和十八年にいたって樺太はついに悲願であった内地編入を果たす。（十八年二月閣議決定「樺太内地行政編入に伴う行政財政措置要綱」）それまでは独自性の強い行政であった。樺太は住民の大部分が日本内地から移住した開拓民であったが、終戦間際まで「外地」の扱いをされ内地とは異なる統治形態を継続していた。住民の希望は内地同様の体制であったが、ほかの外地である朝鮮や台湾の住民を刺激するという観点から外地として独特の政治体制をとっていたのである。したがって樺太庁はかなり独立的な地位にあり、その権限は大きなものであった。宗教行政に関してもそれは反映されている。

ここで、外地における日蓮宗の開教司監の地位と関連して大正十年の寺沢師の事件を再考したい。樺太では上記のように大正九年に寺院規則が定められ、これに伴い開教司監の地位がより重要になったわけであるが、それが寺沢師の記録する事件へとつながっていったのではないか、という推測である。単なる開教師中の古参が代表のように事務取扱を務めているのとは事情が異なってきたことが、寺沢師を強引に樺太から出そうとする策謀に結びついていたのではなからうか。

ここで司監の役割に関して類似の事例として、樺太と同様の外地である満州関東州の事例を引用する。宗報125号に掲載の昭和年の宗会における平間寿本宗会議員の質問を以下に引用する。

開教地問題について質問したいと思うが、開教地の行政については開教司監があるが、満州の如きは寺と寺との

距離が離れておるためか、司監の手の届かぬ所が多いと聞いて居る。或は手続等の不便な点などはこの司監があるために寧ろ起りはしないかと思われる。実例を挙げると、大連に於ける大蓮寺が沙河口に於て、満鉄から土地を貰い、ここに教会所を設立するに當つて、その出願書に管長の副申を貰うため、司監に奥書を申出た。唯でさえ郵便の往復に十日もかかる所にあるのに、司監が何処に居るかもわからない、やつと尋ね當て、申込んでも仲々やつて呉れない。然るに大蓮寺に於ては、これを教会所として直接関東庁へ申し込んだ所異議なく直ちに許可をして呉れた。後にこれを教会所とせず、寺として独立せしめんがため寺号公称をすべく開教司監の方へ廻した。然るに司監は自身が管長代理として、昨年十月十日附で許可をして来た。関東庁に於ては、これを正式なる手続として認めない。此の如く、一寺を建立せんがため、東奔西走して居る者にとつてはその手続が極めて面倒なこと多く全く迷惑して居る。当局はこれについて如何考えられるや」

新寺建立に関する満州の開教司監の処置に対する不満を述べた内容である。関東州庁に提出する出願書に管長の副書が必要であつたが、司監の対応のせいでスムーズにゆかなかつた、というものである。開教司監が管長の代理として管内の寺院や布教所に対応するという実態がうかがわれる。これに対し当局側の加藤部長答弁では、この件については何も知らないのです、これから調査すると答えた。

すると平間議員はさらに、「広い満州に於てはこの事件のみならず困る人が多かろうと思う。当局も常に注意して居て貰いたい。(中略)これは当局の冷淡に起因するものである。この一事件を調査するのみならず、常に充分に開教地布教の事を当局は考慮の中に入れて置いて頂きたい。」と追求した。加藤答弁は、この注意に対しては当局も極めて同感であるとして、当局でも開教地の将来については充分に考慮するのみならず、実際の調査を遂げたいという方針であり、既に一部地方について宗務院の代表者が調査したこともある。準備もしており着々と行うつもりであるから了解せられたし、というものであつた。

この事例からみると、当時の満州では司監が管長の代理として一宗の事務をとりまとめ統括していたのが如実にわかる。この状況の原因としては、外地の役所が自分たちが宗教を管理する利便や手続きの保証のために、管内に各宗門の「管長代理」の役割を果たして代表として統率をする存在を求めていたことと関連があるのである。そして、そのような状況に宗門が制度的な面から対応しなければならなかったため、結果として司監は大きな権限をもつかたちにならざるをえなかったであろう。

樺太における寺院規則・布教規則そのものでは、開教司監のような立場の人物が指名されて特別の権限を有することにはなっていない。但し、当時の通信事情などから考えても、管長の代理として許認可などに大きな権限をもちうる存在となりえたと思われる。『仏教年鑑』の昭和五年版には日蓮宗の開教司監について「布教師を指揮監督し」という一文がある。

以上のように考えれば、樺太庁が行政的な許認可権限を強力に行使する樺太においては、開教司監が大きな役割をもつに至ることも十分に予想できることである。そして、現地の各布教師に対して「管長代理」として臨む司監との軋轢が生ずることもありえるわけである。公権力が宗教教団に厳格な許可制をもって臨むときには、宗門内部でこうした問題がおこることは当然予想されることであろう。大正十年の一件で、宗門当局が寺沢師を樺太という特殊な遠隔地における司監の地位に昇格させなかったことの背景には、こういった事情があったのではなからうか。寺沢師は自己にも他者にも厳格な人物であったようであり、周囲との衝突も事情はともかく幾度もあったようである。また、開教の経緯から北海道寺院の多数派が支援していた高田円讓師と競合する関係となっていた。こういったことが、当局が寺沢師を司監事務取扱から司監に昇格させることを選択しない理由となつたのではなからうか。自伝『明暗の五十年』に述べられているあまりにも強硬で強圧的な宗務院関係者の対応はそういった背景をもつものであったのではなからうか。この一件については不明の点が多いが、樺太庁の大正九年に行った制度整備と翌年の司監問題には何ら

かの関係があつた可能性が高いと思われる。

(三) 教線の推移

日蓮宗の樺太布教は他宗にくらべ積極的であつた。その経緯は岡元論文に詳しい。ここで同論文に記載のない名簿の一つである「明治四十四年日蓮宗名簿」(宗門新報社の刊行)の樺太の項目を引用する。

樺太

豊原市	日蓮宗道場	檀信九十戸	寺沢英丹
大泊港	第一日宗会堂	檀信七十戸	花木即忠
大泊港	法華道場	檀信五十戸	寺沢英海
泊居港	第二日宗会堂	檀信七十戸	安中如玄
真岡港	第三日宗会堂	檀信八十戸	島田泰秀
名好港	第四日宗会堂	檀信五十戸	足立泰山

いずれも寺院として認可されるまでにはなつておらず、布教所として六ヶ所がある。明治三十八年の南樺太領有から数年にしてここまで布教が進展したのは、布教師各師の努力によるところが大であつたのであろうと思われる。なお、寺沢師の回顧ではこの前年に信徒が四十六戸になり、何とか生活できるようになつてきた、とある。

樺太庁の統計書から作成した仏教の寺院と仏教布教所・回信徒数のグラフ1と2を以下に掲げる。グラフから見ても明瞭であるが、樺太における日蓮宗は明治三十九年九月に開教事務所を開設するなどいち早く布教に着手してはいる

ものの、あまり発展はせず、むしろ次第に少数派となつてゆく様子がわかる。その一因として、樺太が極めて寒冷の地であるため移住者の出身地が北海道・東北で約半数を占めることがある。北日本はもともと日蓮宗の教線の盛んではない地域であり、移住者が元來他宗派である確立は高くそれが原因の一つでもあつたのであろう。また、移住者が中心の特殊な場所でもあり、もともと内地でも日蓮宗は多数派ではないという事情から考えて仕方がないともいえるが、寺院・布教所数のわりに信徒数が少ない傾向は確かであり、ここに何らかの問題があつたのかもしれない。浄土真宗が一元的な計画のもと布教所を開設していったのに対し、日蓮宗では宗門の助成は少なく各個の努力による面が大であつたことは岡元師も明確に示している。また宗門の外地布教へ支出している予算額も極めて少額であつた。例えば昭和初期では開教地全体への補助が六千円前後であつた。その結果開教を志した有志とその支援者のみで事業を開始し、余裕の少ない計画を立案して行き詰まることもしばしばあつたのではなからうか。岡元師のいう大正年間
の急激な寺院数の減少の理由とは、設立の許可を得るが予想に反してうまくゆかず、設立時の条件であつた建築物の未建設や信徒数の不足のために設立の許可が取り消されたものと考えるのが適当なのではなからうか。宗門当局が寺
数をしぼる体制立て直しの改革を行った可能性は、積極的な関与をしてこなかつた経緯からも低いと思われる。

なお、樺太庁の統計では布教所によつて報告された信徒数の合計がその管区と同宗信徒数となるのであり、其の管区
の布教所が中絶すると信徒数はゼロになってしまう。このため数字が完全に実態を表しているわけではない。

統計からみれば日蓮宗では一布教所あたりの信徒数が他宗に比べて極めて少数である。約半分ほどの信徒数である
ことがわかる。日蓮宗では各行政管区に一布教所を設けることを目指していたようであり、信徒人数の極めて少ない
布教所が目立つ。特定の篤志家がいるのでなければ、この信徒数では独立して維持することは困難であり、むしろ安
定するまでは他の寺院や布教所の支援を受けることを前提とした設立と運営が多くあつたのではなからうか。一管区
に一布教所という設置の仕方は信徒のものを考へてのものであろう。これと対照的なのが臨濟宗であり、樺太の布教

所は唯一であるがその信徒数は六〇〇戸と多く、信徒を集中させている様子である。

日蓮宗の布教所の平均信徒数と他宗派の布教所の信徒数の平均の比較のがグラフ3である。奇しくも両者の描線はほぼ同じように増減を示している。大きな社会的な変動の前には、個々人の努力は、いわば誤差の範囲内に収まるものとして収斂されていく場合もあるのではなからうか、そのような感想を持つ描線ではある。

また寺院や布教所の増減は日蓮宗だけのものではなく、他宗にもかなりある。この理由としては同様に見通しを誤って増加させてしまったことにあるのであろう。その理由の筆頭は第一次世界大戦当時の好景気とその後の不況にあり、第二は樺太に居住する人々の定着性が問題であったためではないだろうか。『三十年史』の「戸口」の項目などからみれば、樺太の人口の増加は大正末期から昭和初めにかけて著しく、約十年で約四倍にまで急激に増加している。各宗派が寺院・布教所を増加させたのは産業と開拓の発展に伴う人口の増大が間違いないと見込んだためであろう。ところが、その見通しとは異なり人口は増加したものの定着性には当初は問題があったのである。樺太人口について竹野氏の論文があり、定着性の薄いことなどを論じている。明治三十八年、民政署の調査によると千九百九十人の日本人が居住している。明治三十九年末で一万八百余人である。夏期は人口増大し、登記は減少する、そのような典型的な出稼ぎの性格の人口から転換したのは大正十年頃からという。この頃には「定着心は著しく向上した」（『三十年史』）と記されているが、実際にはまだ十分ではなかったらしい。昭和九年の調査では女性を百とすれば、男性は百二十七というアンバランスで、しかも三十歳から四十四歳までで全体の四割強を占めるといふ内地とは異なった特殊な状況下であった。しかも未婚男子が目立ち、一般的な内地の人口統計とは明らかに異なった様相を見せている。三十歳から四十歳が最も多く、二十台が続く。いわゆる「人口ピラミッド」はスムーズな形を描かず、勤労年代のみが突出ししかも男性が大きい形である。「右に述べた男女の割合及配偶関係等は共に本島が未だ発達途上にある植民地であることを示す人口構成上の特異性である」（『三十年史』）また、最近はパルプ工場の発展などにより徐々に緩和

されつつある、ともしている。初期の樺太の居住者には出稼ぎ的な意識を持つ者がかなりいたことや移住農家の定着率が悪かったことは竹野氏などの検証もある。また池田氏は師範学校という教育の面から、樺太居住者の定着率の十分でなく行政もそれに苦心している様子を示している。

また樺太庁の統計書によれば、墓地の数も増加してはいるものの、人口の増加には到底及ばない横ばいに近い比率である。菩提寺・墓地は内地に残したままであった人々もかなりいたのであろう。筆者は昨年社団法人樺太連盟を訪問したが、その際に磯島常務理事に伺ったお話でも、磯島氏の菩提寺は北海道にあり、祖父の方のお葬式は樺太で行ったが、納骨は北海道の寺院で行ったということであった。また、葬式や大きな法事では僧侶が少ないため該宗派のみでなく他宗の僧侶と合同で執り行うものであったそうである。内地の感覚で信徒を増やして寺院・布教所を安定させるのは、定着性の観点からみても大変であったのであろう。このように住民の流動的な性格という特殊性のゆえに、布教所を開設して一旦は軌道に乗っても、後に失敗するという事例が多く生じたのではなからうか。

（四）旧住民の宗教と仏教

樺太には日本やロシアがくる前からアイヌ系の人々が人口は少数であったが暮らしていた。昭和十六年当時の最終統計では、樺太の人口四十万五千八百二十六人のうちに原住民はアイヌ、ニクブン（ギリヤーク）、オロッコ、サンダー、ヤクトの六部族とされ、総人口は約二百五十一戸、千三百人であった。アイヌ民族は昭和八年に戸籍法が施行されて内地人同様になっていた。その信仰は極めて独自のものであり、日本仏教の布教はほとんど効果がなかったようである。『三十年史』「土人」の項によれば「往時は神（カモイ）一点張で仏其の他宗教の存在は全然認識しなかつた。就中火の神を最も尊崇し、次に水の神、山の神である。彼等の神に対する信仰心は普通人の想像の出来ない堅固なもので」（中略）「彼等に対する教化指導、就中思想善導に就いては特に深甚の注意を払い、兎角弱小民族にあり勝

な邪道に陥らない様に善処して居るが、其の思想傾向は一般に穩健である。」時代的な差別思想も見られるが、日本仏教の布教が原住民の慰撫などに役立つとの認識がかいま見える。しかし、実際に日本仏教に帰依した人々は大変少なかった。「殊に逐年仏教各宗の教化宣伝が盛んに行はれるので、自然仏教に帰依して、葬儀等も仏式で行ふ者も見受けるが、未だ極めて一小部分に過ぎない。要するに彼等は神本位で神以外の宗教方面には未だ殆ど信仰がないと謂うてもよい。」(中略)「領有前は露人の宣伝に因つてキリスト教を信仰して居た形跡もあるが、現在では全然其の傾向はない。」(三十年史) 要するに二千人前後という少数ではあるが、彼らは固有の宗教を信仰して、日本仏教に帰依する者は大変稀な部類であつたわけであらうと思われる。

樺太アイヌの葬送墓制については、西鶴氏をはじめとする諸先学の研究があるが、それらを総合して内山氏が概要としてまとめたものを引用させていただくと「埋葬では木棺に遺体を納め、棺蓋がほとんど地面に露出する程度の浅い穴を掘つて埋葬する。頭位は西向・仰臥伸展葬である。」「かつて墓標は建てなかつた。墓標を建てるようになってからも女性の墓には建てないのが一般的である。」「忌日に追善供養することはなく、位牌もない。死者の名を口にしてことさえ忌み嫌う。」「死者があれば家を焼き移転したので、一定の墓を有しない」「変死を非常に不吉なこととして忌み嫌う。変死者の死体は家に入れず、その現場において通夜を行う。」「ほかに死者の住んでいた家を焼く・死者の靈魂が帰つてきて災いをもたらさないように家への帰り道をわからなくするなど、共通した習慣もみられるものの、北海道アイヌとも様々な面で大きな相違がある。こういった信仰を持っていた人々を改宗させるということは、以前のの世界観を根本から変えるほどのことであるので、至難であつたろう。日本人が真宗から日蓮宗に改宗するのはまったく次元が異なるといつてよいほどである。現在の日本の民族宗教とは一体何であらうかという疑問もわくが、ともかくも樺太アイヌの人々へ仏教信仰がなかなか広がらなかつたのも当然であらう。

さらにポタポワ・H・B「樺太における宗教活動」(荒井信雄訳)論文から関係箇所を引用する。ロシア正教は雑

居時代から布教を続け、日本統治下でも自由な活動を承認されたが、日本人信者は前後を通じて稀であり、ごく少数いたアイヌ人信者も日本統治以降はすべてキリスト教を棄教して、正教会は終戦時点で一つも樺太に存在していなかったとしている。「アイヌは日本人こそ自らの主人と考えていたため、日本人に対しては遠くからでもお辞儀をしながら、傍を通るロシア人は無視することが稀ではなかった」（ロシア統治時代の観察による）一九一一年に樺太を訪れたセルギー主教は「僧侶がアイヌの子供達に日本語を教えている。異教の寺院で、しかも僧侶のもとで学んでいるのだから、いうまでもなく、アイヌの子供達は日本式、つまり仏教式に拜むことを学んでいる」と報告している。庁が開設した「土人教育所」との関連もあるが、明治末頃は僧侶が無償で学校を開いている場合もあったのであろうか。とはいうものの、上述のようにその後も仏教への改宗者が少なかったのは、樺太アイヌ独自の宗教が厳然として存続していたからであろう。そのことについてはロシア側の観察も明確に指摘している。

（五）終戦後の状況

第二次大戦終結後についてもいくつか引用したい。

ポタポワ論文では、戦後の樺太における仏教についてこう述べている。

「一九四五年、サハリン南部には宗教施設が二五〇カ所以上あった。（中略）一九四七年一月一日現在では153の宗教施設が州内に残っていた。一九四八年一月一日には日本の宗教施設は15（仏教寺院が13、カトリック教会が2）であった。宗教施設の一部は戦闘行動の過程で焼失し、他の一部は日本人聖職者の祖国帰還により消失した。ソ連軍人の略奪を受けたケースもあった。戦後期の資料によれば、『宗教関係者による反ソ連的動きはなかった。』日本人の祖国帰還が進むにしたがって宗教儀式も行われなくなり、聖職者の生計が成り立たなくなった。

それに伴って、帰還を申し出る聖職が相次いだ。日本統治期の宗教施設の多くは一九〇七年～一九一〇年にかけて建立され、一九四五年までには老朽化が進んだ。聖職者が祖国帰還した後は、宗教施設は閉鎖され、その財産を保護する者もいなかった。一九四七年には、ソ連科学アカデミーサハリン科学研究所の研究者たちが、『日本の宗教の重要な歴史的記念物』であるとして、ユジノ・サハリンスクのケイトク寺（荒井校注・景德）と樺太神社を科学研究基地の管理下に移管するよう州ソビエト執行委員会に要請した。しかし研究者たちの提案は無視され、これら宗教施設はまもなく破壊された。最後の日本の宗教施設も一九四八年末には活動を停止した」

ロシア側からの典型的な見方を示すものであろう。ここでも日本人聖職者は日本人住民が減少すると「生計が成り立たなく」なることを理由に現地を離れたと評されている。日本仏教の一つの限界を示す現象といえるのかもしれない。

一九四八年まで宗教施設の活動があったというのは、抑留のためであろう。ポタポワ氏は言及していないが、終戦後の樺太では住民はすべて抑留された。ソ連によって日本住民は強制労働させられ、特にバルプ工場などは工具ごと抑留されて労働させられていた。最後の帰還船で工場長等が樺太を離れたのが四八年夏であったのである。終戦後、内地」への引き揚げが始まったのは昭和二十一年の十一月であった。その後、引き上げは昭和二十四年まで続いた。（但しシベリアへ送られて抑留された関係者はさらに帰国が遅れ最後の帰国者は昭和三十一年になってようやく日本へ帰還することができた）その間、人々はソ連政府の命令に従って労働させられつつ樺太にとどまっていたわけである。日本の宗教者や宗教施設の昭和二十三年ころまで機能していたというのは、そのことをいうのであろう。

岡元師によれば例えば内幌布教所の鹿内榮舜師は昭和二十四年に内地へ引き揚げている。ほかに二十二年の例もある。この頃まで、日本人宗教関係者が残留していたのであろうが、具体的な証言などは未見である。

なお上田氏によれば、ソ連軍の侵攻の直後に、宗教を否定するソ連の追求を危惧して仏壇や神棚を焼いてしまった人々もあったとのことである。戦時中、ソ連の空襲で焼け出された被災者は寺院にも避難したと伝えられる。

『権太 沿革』や『権太連盟四十年史』には戦後に権太を再訪した記録がある。残っていた寺院の建物は住宅や店舗・映画館などに転用されていた、という。他に日持上人の銅像（豊原市の近郊の丘上にあった。昭和五年八月二十五日除幕式）などは破壊されて持ち去られたのか台座まで跡形もなくすっかり姿を消していたという。

神社については日本側の記録に「神職らはほとんど引揚げず、最後まで奉仕神社に残留した」とある。（『終戦史』）ソ連側は治安上の配慮からか、神社祭祀の継続を認めた。神職への給与もあったとされる。神職は労働を強制されず神事は行われたらしい。

小結

権太に関するいくつかの小項目について検討した。岡元論文の補足的なものが多いが、進展はあったのではないかと考える。権太は他の外地とは異なり植民した日本人が多数を占める場所であり、ほとんど無から開拓して社会を築き上げた土地である。しかし、敗戦とソ連の侵攻により日本人は追放され、同時に日本からきた仏教は全く地を払ってしまった。かつて努力した人々のことを想像しながら小結としたい。

岡元鍊城「権太の日蓮宗」『日蓮宗北海道大鑑』一九八七年所収

寺沢日晃『明暗の五十年』宗門時報社 一九三二年

全国権太連盟『権太沿革・行政史』一九七八年

同『権太連盟四十年史』一九八八年

同『樺太終戦史』一九七三年

樺太庁『樺太庁施政三〇年史』一九三九年

松井国芳編『大日本寺院大鑑 北海道・樺太編』恢弘社 一九三八年

内山達也「樺太アイヌの埋葬形態についての一考察」『物質文化研究』3号 2006年

長根助八「樺太土仁の生活―アイヌ・オロッコ・ギリヤーク」谷川健一編『日本民俗文化資料集成 二三巻』一九九七年所収

西鶴定嘉「樺太アイヌ」谷川健一編『日本民俗文化資料集成 二三巻』一九九七年所収

久保寺逸彦「アイヌ民族の宗教と儀礼」『久保寺逸彦著作集 一巻』二〇〇一年

葛西猛千代「樺太アイヌの民俗」谷川健一編『日本民俗文化資料集成 二三巻』一九九七年所収

田村将人「白浜における集住政策の意図と樺太アイヌの反応」『北海道開拓記念館研究紀要』三五号 二〇〇七年

竹野学「人口問題と植民地 1920・30年代の樺太を中心に」『北海道大学 経済研究』50―3 2000年

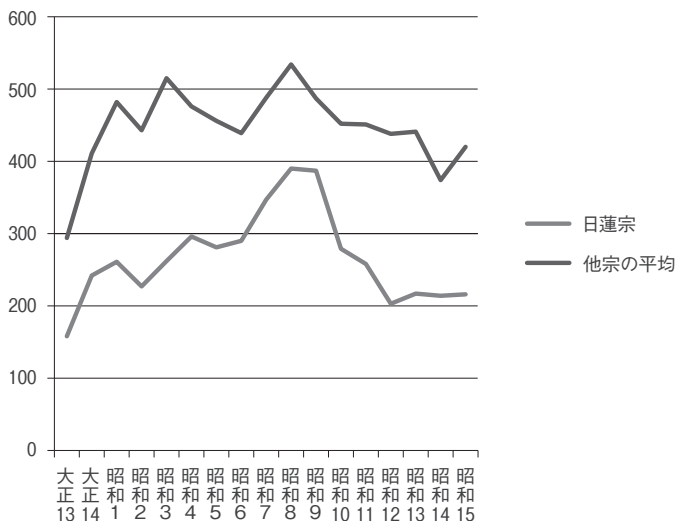
ポタポワ・日・B（荒井信雄訳）「樺太における宗教活動」『スラブ・ユーラシア学の構築』研究報告集』1 二〇〇三年

上田秋男「樺太は熱かった」エム・ビー・シー社 一九八八年

池田裕子「樺太庁の教員養成策——一九三九年の樺太庁師範学校創設に至るまで——」『稚内北星学園大学紀要7』二〇〇七年

一布教所あたりの平均信徒数

	日蓮宗	他宗の平均	真言	浄土	曹洞	真宗	
大正13	158	294	517	318	258	208	0.54
大正14	242	411	486	325	366	415	0.59
昭和1	261	482	433	303	689	464	0.54
昭和2	227	443	430	453	513	419	0.51
昭和3	262	515	462	761	469	496	0.51
昭和4	296	476	509	328	527	474	0.62
昭和5	281	456	438	356	460	493	0.62
昭和6	290	439	474	327	557	393	0.66
昭和7	347	488	417	382	561	522	0.71
昭和8	390	534	368	447	594	622	0.73
昭和9	387	487	400	390	473	565	0.79
昭和10	279	452	387	346	512	484	0.62
昭和11	258	451	335	353	517	502	0.57
昭和12	203	438	344	364	514	461	0.46
昭和13	217	441	359	419	515	448	0.49
昭和14	214	374	320	485	462	318	0.57
昭和15	216	420	428	485	508	351	0.51



布 教 所 数						
	真言	浄土	曹洞	真宗	日蓮	天台
明治41	0	1	4	8	3	0
明治42	0	3	5	9	6	0
明治43	0	4	6	11	6	0
明治44	1	3	9	18	7	0
大正 1	1	4	12	20	10	0
大正 2	3	5	7	22	6	0
大正 3	3	6	11	29	6	1
大正 4	3	7	13	33	7	1
大正 5	5	7	11	34	7	1
大正 6	7	7	12	31	5	1
大正 7	6	7	13	30	7	1
大正 8	7	8	12	28	7	1
大正 9	6	6	14	30	6	1
大正10	8	5	9	22	5	0
大正11	10	6	10	25	5	0
大正12	12	6	13	26	5	0
大正13	12	6	14	27	6	0
大正14	13	6	12	29	5	0
昭和 1	15	8	13	28	5	0
昭和 2	21	10	14	33	6	0
昭和 3	22	10	14	36	7	0
昭和 4	22	10	16	36	6	0
昭和 5	21	10	17	36	8	0
昭和 6	24	11	19	39	14	0
昭和 7	25	11	21	41	14	0
昭和 8	25	11	21	44	14	0
昭和 9	25	13	26	48	14	0
昭和10	24	14	24	49	9	0
昭和11	24	14	25	48	10	0
昭和12	21	14	25	50	9	0
昭和13	23	14	25	44	8	0
昭和14	25	14	26	45	9	0
昭和15	23	12	24	44	10	0
昭和16	24	11	23	42	11	0

寺 院 数					
	真言	浄土	曹洞	真宗	日蓮
大正 1	0	0	0	0	0
大正 2	0	0	4	0	0
大正 3	0	0	5	0	0
大正 4	0	0	5	2	0
大正 5	0	0	6	2	0
大正 6	0	0	7	3	0
大正 7	0	0	7	7	0
大正 8	0	0	7	6	0
大正 9	0	2	7	5	1
大正10	0	0	3	7	7
大正11	0	0	3	8	9
大正12	0	6	9	8	2
大正13	0	7	9	8	2
大正14	0	8	9	10	5
昭和 1	0	8	12	14	5
昭和 2	3	7	13	19	5
昭和 3	2	8	14	19	5
昭和 4	2	9	14	22	5
昭和 5	3	10	15	22	5
昭和 6	3	10	16	23	5
昭和 7	3	10	16	25	5
昭和 8	5	10	16	25	8
昭和 9	6	12	17	28	9
昭和10	6	13	18	29	9
昭和11	7	12	21	33	9
昭和12	10	13	20	31	7
昭和13	7	11	21	36	9
昭和14	8	15	24	34	8
昭和15	8	12	27	45	9
昭和16	8	10	24	42	9

信 徒 数					
	浄土真宗	曹洞宗	浄土宗	真言宗	日蓮宗
大正13	5615	3610	1910	6209	950
大正14	12029	4393	1947	6317	1208
昭和 1	12988	8953	2427	6488	1306
昭和 2	13833	7179	4526	9032	1363
昭和 3	17872	6567	7614	10165	1834
昭和 4	17054	8436	3275	11202	1774
昭和 5	17754	7827	3555	9195	2251
昭和 6	15310	10589	3592	11381	4060
昭和 7	21390	11787	4205	10414	4862
昭和 8	27369	12470	4921	9206	5462
昭和 9	27124	12309	5071	9988	5414
昭和10	23702	12294	4845	9297	2507
昭和11	24113	12926	4947	8038	2580
昭和12	23052	12862	5089	7215	1823
昭和13	19708	12867	5869	8249	1735
昭和14	14288	12021	6793	7991	1930
昭和15	15441	12184	5822	9842	2156
昭和16	18545	14837	6422	8970	1250